

An Additional Study on Provisions concerning Commutation for the sake of Making Criminals Support their Aged or Hndicapped Parents in Qing China (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17730

清律『犯罪存留養親』条補考（一）

- 一 はじめに
 - 二 清代以前の留養条の変遷
 - 三 清律留養条の概要に関する補足事項
 - (1) 「祖父母・父母」について
 - (2) 「以次の成丁」について
 - (3) 犯人自身に問題のある場合について
 - 四 留養の手続と仮捏に対する処罰
 - (1) 留養適用の手続
 - ① 留養手続開始の端緒
 - ② 留養手続の流れ
 - ア・定案時に留養を適用する場合の手続
 - イ・秋審時に留養を適用する場合の手続
 - (2) 留養の仮捏に対する処罰
 - ① 族隣人等の処罰
 - ② 官吏の処罰
 - 五 親属の殺害と留養
 - 六 留養制度の拡張
 - 七 おわりに
- （以上、本号）

中村正人

一 はじめに

本稿において取り扱う清律の「犯罪存留養親」条（以下同条の律本文あるいは附属の条例をも含めて「留養条」と称する）とは、七十歳以上または心身障害のある祖父母・父母（以下「父母等」と称する）を持つ犯罪者に對して、彼以外にその父母等を養うべき人がいない場合、長期間（あるいは永遠に）親元を離れることになる本来の刑罰とは異なる、比較的短期間で執行が終了する別の処分を科すに止め、犯人をして父母等の扶養に当たらせることを規定した条文を言う。

この留養条は、父母に對する孝や敬老といった儒教の根本精神を具体化した制度であり、伝統中国法の本質を考える上で非常に重要な意味を持つ条文であるにもかかわらず、これまで必ずしも十分な検討を加えられてきたとは言い難かった。そうした状況に對して一石を投じるべく、筆者は既に「金沢法学」に留養条に関する專論を公表した（拙稿「清律『犯罪存留養親』条考（一）（二・完）」（『金沢法学』四二・二、四三・三）、以下「前稿」と称する）。ただそこでは、まとめの部分でも言及した通り、紙幅の制約からいくつかの重要な論点について全く触れることができず、今後の課題として積み残す結果となつてしまつた。

前稿の公表後、中国においてもかなり本格的な清代の留養制度に関する專論が公表される等、留養条に對する関心は徐々に高まつてきているものの、それでもなお解明されるべき論点は依然として山積している。⁽¹⁾そこで本稿では「清律『犯罪存留養親』条補考」と題して、前稿の結論を補強することを主たる目的に、前稿で触れられなかつた論点を中心に取り上げ、清律の留養条の実態およびその変遷を明らかにして行く。⁽²⁾

二 清代以前の留養条の変遷

清代以前の留養条の変遷に関しては、前稿においても既に論じたところであるが、若干補足すべき事項もあることから、概略のみをここに再度述べておきたい。³⁾

留養条が条文の形で存在していたことを史料上確認できるのは、北魏時代のものが最も古いのであるが、留養の適用事例自体は、それより少し前の東晋時代に既に存在していた。それ以前に留養条（ないしはそうした慣行の制度）が存在したか否かは、現時点では不明である。先行研究において、漢代には未だ留養制度が存在しなかつたと述べているものもあるが、その根拠として引用されている史料が未見であるために、とりあえずこの点についてはなお結論を保留しておきたい。

唐律にも勿論留養条は存在していたが、明清律の規定と比べていくつか異なる点が見られる。その相違点の大部分は、制度の本質を変えてしまうほどの重要な変化ではなく、大局的に見れば些細な相違に過ぎないが、ただ一点のみ、留養条の性格に重大な変化をもたらす相違点が存在していた。それは、唐律においては留養の効果が、一時的な執行延期であつたけれども、明清律において（実際には南宋において既に）恒久的な刑罰の軽減へと変化したことである。この変化がいつごろ起こつたかについては、前稿において、肅宗朝の乾元元年（七五八年）の勅節文を根拠として、唐代半ば頃と推測しておいたが、以下に引用する『新唐書』刑法志の記述によれば、玄宗朝の天宝四載（七四五年）に発布されたと見られる勅の中にも、同様の状況が存在したことを推察せしめる記述が見られる。

徒は重刑に非ざれども、役せらるる者、寒暑にも械繫を釈かれず。杖は古に以て肉刑に代うるなり。或いは犯すこと巨蠹に非ずして、極して以て死するに至る。其れ皆な免じ、以て諸軍に配して自效せしめよ。民の

年八十以上及び重疾の罪あるは、皆な坐する勿れ。侍丁が法を犯さば、之を原して終養せしむ。(傍点筆者) 傍点部分にある「侍丁」とは、八十歳以上または篤疾(重度の心身障害者)といった要介護者を扶養するために指定される者をいう。侍丁は通常それらの者の子孫から選ばれるが、しかるべき子孫がいないう場合には、その他の親族や他人から選ばれることもある。したがって、「侍丁が法を犯す」という場合、留養条に規定されている状況とは必ずしも完全に一致するわけではない(子孫以外が侍丁となっている場合や、子孫が侍丁となっている場合でも他に兄弟が存在する場合等)けれども、少なくとも一人息子が侍丁となっている場合は留養条の要件と完全に一致するし、またそうでなくとも、父母等の扶養のために必要不可欠な人物が法を犯したという点で言えば、その趣旨において基本的に留養条が対象としている状況と異なるところはないと言つてよいであろう。そしてこの勅文では、その罪を犯した侍丁に対して、「之を原して終養」させることとしているが、「原して終養」させるとは、文字通りに解釈すれば、罪を赦して刑の執行を免じ、扶養すべき者の死亡時までその面倒を見せるといふことにならう。そうであるとすれば、この勅が発せられたと思われる玄宗朝の末期において既に、留養条の要件に該当する者(およびそれに準ずる者)に対する刑罰の恒久的軽減が行われていたことになる。

留養条適用の効果がなぜ変化したかについては、前稿において、延期された刑の執行を後に再開することの現実的な困難さがその原因ではないかと推測しておいた。ただ、理由はともかく、変化したことは事実であり、この変化によって刑罰が持つ機能の一部(威嚇機能・憤激鎮静機能)が大きく阻害される結果となり、それが後の王朝に見られる留養条適用の厳格化(ないしは留養条の適用範囲の縮小化)という現象の主たる要因の一つとなつたと考えられることは、前稿において述べておいた通りである。

金・元王朝においては、史料の制約もあつて、断片的にしかならないが、明王朝においてはかなりはつきりと厳格化の現象を読み取ることができる。すなわち、建国当初の洪武朝および、クーデター

によつて皇帝の座に就いたため、実質的に建国当初の状況に近く、それ故に人心を収攬し人々の支持を取り付けることが急務とされたであろう永楽朝の一時期を除くと、明代前期においては留養条が全く適用されず、いわば具文化されていたと考えられるからである。

「明史」刑法志等の記述によれば、英宗朝以降は留養条の適用が再開されたことになっており、實際徒罪の囚に対する事例であれば、「明実録」の中に留養条が適用されている具体例も検索することができ⁽⁷⁾。しかしながら、これより重い罪を犯した囚に対して留養条が適用された事例は見当たらず、また「大明律集解附例」所収の間刑条例の規定を併せて考えると、少なくとも死罪や充軍罪といった重罪に対して、一般的には留養条の適用がなかったと考えられることは、既に前稿において指摘しておいた。

もつとも、英宗朝以降において死罪や充軍罪のような重罪に対しても留養条が適用されたか否かについては、そのことを端的に示す具体的な事例は見当たらないものの、その実情を窺い知れる史料が全く存在しないわけでもない。次に引用する万曆二十九年の詔がそうした史料の一つとして挙げられる。

……一、犯罪存留養親は備に名例律に載るも、近年來通じて遵行せざるは、殊に朝廷の優老の至意を失す。以後凡そ軍民の罪囚に、祖父母・父母の年八十以上の老疾にして応に待すべきあるも、家に以次の成丁なき者は、犯すこと死罪に該らば、極悪重情にして常赦原さざるところ、及び欽依を奉ずるを除くの外、若し誤殺・戲殺・誣告人累死随行親屬等の項、及び充軍並びに口外為民ならば、犯すところの罪名を開具して、上裁を奏請せよ。其れ徒・流人犯は、万曆三年の例に照して本処に發して擺站・做工・煎塩・瞭哨せしめ、俱に存留養親するを聽す云々。⁽⁹⁾

この詔文を読む限りでは、万曆二十九年段階においても、英宗朝の頃と同様、留養条が有名無実化していたが、今後は比較的情状の軽い一部の死罪および充軍・口外為民（長城以北への追放刑）・流・徒罪の囚に対して留養

条を適用する旨言明している。

それではこれ以降、留養条は再び定制として定着したのであろうか。この問いに対して明確な解答を与えるのは現時点では困難であるが、少なくとも筆者は否定的な印象を抱いている。なぜならば、神宗朝の万曆四十二年⁽¹⁰⁾、光宗朝の泰昌元年⁽¹¹⁾、熹宗朝の天啓三年および同五年⁽¹²⁾に出された四回の赦文において、前述の万曆二十九年の留養適用に関する詔文とほとんど同文のもの（冒頭の文中の「近年来云々」の部分を除いたもの）が繰り返して現れているからである。もし本当に万曆二十九年以降留養条が機能していたのであれば、恩赦が出る毎に留養条の適用を繰り返して言明する必要はないはずであり、それが繰り返して現れるのは、とりもなおさず通常は留養条が機能していなかったが故に、恩赦が発せられる度にその適用を述べなければならなかったということの意味するのではなからうか。さらに言えば、こうして繰り返し赦文において留養条の適用が言及されるということは、留養制度そのものが、それまでの律の枠内にあつて通常の訴訟手続において処理される日常的な制度から、恩赦に際してその恩恵の一つとして老疾の父母等のいる罪人の刑を軽減するという、いわば恩赦の中の一項目という非日常的な制度に転換されたこと、換言すれば、留養制度が恩赦制度の中に取り込まれてしまった可能性をも示しているのではなからうか。

留養制度が恩赦制度の中に組み込まれたとする仮説の適否についてはしばらく置いておくとしても、個々の史料の断片を組み合わせて見る限りでは、明朝においては留養条が十分に機能していたとは言いがたいと思われる。ただそれが、明確な刑事政策的意図に基づく結果なのか、それとも法を司る官吏が単に留養条の適用を怠っていたことによる偶然的な結果に過ぎないのかという点については議論の余地はあり得るが、ともかくも結果として留養条適用の厳格化という現象が明朝においても存在していたことにならう。

明朝の後を継いだ清朝においても、基本的にその流れは変わらず、前稿において論じたように、清朝でも留養

条の適用は、雍正朝から乾隆朝初期のあたりを境目に、時代が下るにつれて次第に厳格化の傾向が顕著になっていった。こうした清朝における留養条適用の厳格化の進行という前稿で提示した結論自体は、本稿においても基本的に変わることはなく、以下に論ずる清律の留養条に関する所説も、基本的に前稿の結論を補強する方向で進めて行くことになる。

三 清律留養条の概要に関する補足事項

清律留養条の規定が意味するところについては、前稿の第三章第一節で一応触れておいたが、ここでは、前稿では言及できなかったいくつかの論点について補足しておきたい。

(1) 「祖父母・父母」について

「祖父母・父母」に関する要件について、前稿では触れられなかったことに、父母等が実の親でなく、養父母等である場合の取り扱いの問題がある。犯人の父母等に関しては、①七十歳以上（ただし、雍正朝前半以前については例外あり）であるか、または廃疾・篤疾であること、②何等罪なき者（当時の用語では「平人」）であること、の二つの要件を満たす必要があったことは前稿で指摘したとおりであるが、それらの要件を満たしていれば、たとえそれが実の父母等でなくとも（すなわち犯人が養子であつても）、他に養親を養うべき者が家に存在しない場合には、留養が認められるのが通例であつたようである。

清代において養子の留養が問題となつた最初の事例としては、史料上確認できるものでは、康熙四十二年の張四教一案がある⁽¹⁴⁾。この事案においては、「例内並びに継子存留養親の条なし」として、養子に対する留養条の適用自体は否定されているが、結局は同年に発せられた恩赦を援用して張四教の罪を免じているので、結論的には留養が認められたのと同様な結果に終わっている。しかもその後には、康熙四十八年の黄樹臣一案を始め、雍正

四年の郭大千一案、乾隆二年の李文進一案、乾隆三年の陳科一案、乾隆九年の鞏金策一案・吳三一案、乾隆十年の孫士龍一案等⁽¹⁷⁾といった事案において、立て続けに養子に対する留養が認められていることから、清朝においては、初期段階からほぼ一貫して養子に対する留養条の適用が認められていたと言つて差し支えないであらう。ただ、以下に引用する乾隆三十二年に制定された条例の登場により、養子の留養には若干の制約が設けられるようになった。

凡そ独子留養の案、如し該犯本と兄弟並びに姪の出繼し、以て婦宗すべき者、及び本犯身ら人の後と為るも、後するところの家に以て另繼すべき者あらば、概ね留養を以て声請するを得ず。「若し該犯の兄弟と姪と出繼し、後するところの家に另繼すべきの人なくして、婦宗すべからず、及び本犯が後するところの家に另繼すべき者なくば、仍お其の留養を声請するを准す。」⁽¹⁸⁾（一）内は嘉慶六年に増補された部分——筆者注）この条例の規定によれば、たとえ現に犯人たる養子以外に養親を養うべき者が家に存在しないとしても、他にその家を承継すべき養子（清代の用語では「嗣子」）となり得る者（同宗昭穆相当者）⁽¹⁹⁾がいる場合には、留養が認められないことになる。これ以前の諸事案においては、犯人以外に養子となり得べき者が存在するか否かを問題としている形跡は（少なくとも史料中には）見当たらないため、この時以降制度が改められたものと思われる。そうであるならば、留養が適用される場面を狭めるといふ意味で、これもまた留養条適用の厳格化を示す一事例と言えるであらう。⁽²⁰⁾

(2) 「以次の成丁」について

犯人以外で父母等を養うべき者のことを、律では「以次の成丁」と表現している。成丁については「十六歳以上」と律本文に注が付されており、唐律の規定（二十一歳以上）と比べると年齢が引き下げられている。成丁が

十六歳以上を意味するということは、逆にいえば、たとえ犯人以外にもその兄弟や子供等の家族がいたとしても、彼等が十六歳未満であれば、犯人に対して留養が認められることになる。⁽²⁵⁾ なお、規定上の明文もなく、またそのことを明言している史料も存在しないが、実際の留養案件を見ると、犯人に妻がいることが明かであるにもかかわらず、特にその点に言及することなく留養が認められている事例が多数存在することよりすれば、清律における「以次の成丁」には、唐律の規定とは異なり、徒罪の人犯についても妻は含まれなかったものと思われる。⁽²⁶⁾

たとえ「以次の成丁」の要件を満たす者（すなわち十六歳以上の男子⁽²⁷⁾）が家族にいたとしても、彼等が障害者であったり、⁽²⁸⁾重病を患っていたり、⁽²⁹⁾あるいは長年行方が知れなかつたりして、⁽³⁰⁾実質的に父母等を扶養できる状態になければ、それは「家に以次の成丁なき」状態とみなされて、犯人に留養が認められた。逆に、犯人に同母兄弟はいなくても、異母兄弟が存在する場合には、「以次の成丁」ありとして留養は認められなかつた。⁽³¹⁾

若干注意を要するのは、もともと犯人に兄弟がいたけれども、彼等が他家に養子に行っている場合の取り扱いはある。この点に関しては、乾隆三十二年以前の関連する成案を見ると、兄弟が養子に行った家において、現にその養子以外に子供がいない場合には、⁽³²⁾帰宗（すなわち実家に帰ること）できないものとして、犯人の家は「以次の成丁なし」とみなされ、彼に対して留養が認められていた。ところが、前出の乾隆三十二年の条例により、養子に対する留養の場合と同様に、養子となった犯人の兄弟の養家において、現在当該養子以外には養父母を養うべき者がいないとしても、他に養子となり得る者がある場合には、当該兄弟を帰宗させた上で、犯人には留養を認めない方向に制度が修正されている。こうした変更が、留養条適用の厳格化の延長線上で行われていることは論を待たない。

(3) 犯人自身に問題のある場合について

留養制度は、老齡あるいは心身障害のために扶養の必要性が高い犯人の父母等のために設けられたものであつて、決して犯人自身の都合によつて設けられたものではない。しかしながら、いくら犯人のためではなく父母等のために設けられたとは言つても、結局のところは犯人自身の利益にもなるのは間違いないわけであるから、彼自身に何等かの問題がある場合には、当然留養の適用は制限されることになる。

犯人自身の問題の故に留養条適用が制限されるものの第一は、普段から親を棄てて顧みない子供の場合である。次に引用する乾隆十七年制定の条例が、そのことを規定している。

凡そ留養の犯、他省に在りて罪を獲、審して他郷に游蕩し、遠く父母より離るるに係り、即ち忘親不孝の人に属さば、例と相い符すと雖も、留養を准さず。若し官役差を奉じ、客商貿易するに係ること、確實に拠あり、及び兩省の地界毗連し、相い距たること数十里以内に在らば、該督撫定案の時に於いて察覈明確し、疏に附して声明し、仍お情罪の輕重を按じ、旧に照して画一に定擬せよ。⁽³⁴⁾

この条例は、乾隆十七年の上諭を元⁽³⁴⁾に制定されたものと推測されるが、公務等の正当な理由により親元を離れているか、あるいは親元を離れていてもそれが比較的近距离である場合を除き、普段から他郷に放蕩して親の扶養を顧みない者に対しては留養を認めないことを規定している。

その後乾隆二十一年に、故郷を離れているわけではないけれども、非行の故に親から放逐された子に対しても、同様に留養の適用を制限することを規定した条例⁽³⁵⁾が制定され、さらに乾隆五十三年に、この条例と先の乾隆十七年の条例とが一条に修併されることになるが、⁽³⁶⁾こうした忘恩不孝の子の場合、仮に犯人に対して留養を認めたとしても、突如改心して親の面倒を見るようになることは通常考えられないため、留養条の立法趣旨よりして当然適用の対象からはずされることになる。

犯人自身の問題で留養が認められなくなるものの第二は留養条適用後の再犯の場合である。この点に関しては、乾隆二十一年制定の条例に規定がある。

凡そ死罪に間擬せらるるの人犯、親老丁単なるに因りて、例に照して留養せられ、発落の後に干犯するあらば、軽重・罪名を論ずるなく、即ち現犯の罪に照して律を按じて定擬し、復た留養を請うを准さず。⁽³⁷⁾

この規定によれば、一度留養が認められた死罪の囚が、後に再び罪を犯した場合、罪の軽重・罪名の如何を問わず、留養が認められないことになる。留養関係の史料において頻繁に見られるように、清朝においては留養は「法外の仁」であつて、皇帝による格別の恩義であると認識されていた。⁽³⁸⁾そして一度そうした格別の恩義を蒙りながら、性懲りもなく再び罪を犯した者については、もはや宥恕できないとの考えから、再犯者の留養が認められなかったものと思われる。

四 留養の手續と仮捏に対する処罰

留養適用までの一連の手續が如何なるものであつたかということ、留養の手續において不正が行われた場合、関係者をどのように処罰するかという問題は、相互に関連はするものの、本来は別個のものである。しかしながら、この両者は清代においては、同一の条例中に規定されていた関係上、本稿でもここに一括して取り扱うことにする。

(1) 留養適用の手續

① 留養手續開始の端緒

犯人に留養が適用されるか否かを判断するためには、まず犯人が留養条に規定された要件を満たしているか否かを確認しなければならぬ。すなわち、犯人の家族構成を知る必要があるわけであるが、現在の日本のように

正確な戸籍が存在していれば、それは容易に確認することができる。しかしながら、少なくとも清代については、戸籍は存在したもののそれは必ずしも当てになるものではなかったようであり、⁽³⁹⁾ そうなると犯人が留養条所定の要件を満たすか否かについては、基本的に犯人自身の自己申告に基づいて、官憲の側でその確認作業をするという手順を踏むより他に方法はない。ただ、自己申告によるとは言っても、犯人自身が必ずしも留養という制度が存在することを知っていると限らない。そのため清朝においては、以下に示す如く、取り調べに当たる役人の側に、留養の要件に合致するか否かを查明する義務を課しており、それに違反した者に対しては懲戒処分を科すことよつて、制度の確実な実行を期していた。

凡そ軍・流・徒罪を審弁するの案、応に留養すべきや否やを論ずるなく、俱に命案の例に照して、到案の日に於いて、本犯に祖父母・父母・兄弟・子孫ありやなきや、及び年歳の若干を訊明し、供内に於いて叙明して案に存せよ。如し定案の初に、例に違いて祖父母・父母ありやなきやの各供を取具せずんば、承審の員は、⁽⁴⁰⁾ 「軍・流等の犯未だ実情を審出するを経ざる」の例に照して議処せよ。

なお、本条例中に見られる「軍・流等の犯未だ実情を審出するを経ざる」の例とは、以下の規定を指す。

……軍・流人犯、未だ実情を審出するを経ざる者は、承審官は罰俸一年、審転官は罰俸六箇月、臬司は罰俸三箇月、督撫は罰俸一箇月云々。⁽⁴¹⁾

また、上記の条例よりかなり後の時期になるが、官吏の懲戒処分を定めた「吏部処分則例」(道光十年勅撰、光緒十三年重修)の中にも、以下のような規定が見られる。

人犯案に到らば、承問官務めて該犯に祖父母・父母・兄弟・子姪ありやなきや、及び年歳の若干、是れ孀婦の子なるや否やを將て詳悉取供せよ。若し漏して未だ取供せずんば、斬・絞の人犯に係らば、承問官は罰俸⁽⁴²⁾一年、軍・流・徒犯に係らば、承問官は罰俸六月(俱に公罪)。

これらの規定から明らかなように、徒罪以上の囚に対する取り調べの際に、犯人の家族構成や年齢等を查明することを怠った承審（承問）の官（通常第一審を担当することになる知州・知県）は罰俸一年（『吏部処分則例』によれば、斬・絞の人犯の場合には罰俸一年、軍・流・徒の人犯の場合には罰俸六月）に処せられることになる。

② 留養手続の流れ

ア・定案時に留養を適用する場合の手続

当該犯人が留養の要件に合致することが明らかとなった場合、犯人の隣人や当該地方の世話役より、犯人の家族構成が要件を満たすことに間違いないと保証させる誓約書（これを「甘結」という）を取り、官の側でも事実上相違ないことを保証する証明書（これを「印結」という）を発行し、上級庁の覆審を経た上で刑部に上申する、というのが定案時における留養の手続の一般的な流れであった。ただ、時期によって多少の変動もあることから、以下にその点を少し詳しく紹介したい。

史料で確認できる範囲で、留養手続を定めた最初の規定は、康熙二十九年に出された以下の上諭であった。

軍・流の人犯、祖父母・父母ありて、老疾にして依るなく、家に以次の成丁なきと告称する者は、大・宛二県の属するところに係らば、其の副指揮吏目が結を具して部に送るを停め、大・宛二県をして結を具して府尹・治中に申送せしめ、治中が結を出だし、府尹が確查して転送せよ。如し五城の属するところならば、亦た其の副指揮吏目が結を具して部に送るを停め、掌印兵馬司をして結を出ださしめ、該城の御史が確查して転送せよ。外省は知府・知州をして結を出ださしめ、司道官が確查し、督撫に申詳して嚴察して転送せよ。若し以次の成丁ありて印結を説出し、賄を受けて発覚する者あらば、重きに從いて議処す。若し失査の処にて発覚する者あらば、確查を行わざるの各官を將て、俱に例に照して処分し、本犯は仍お發遣を行う。⁽⁴³⁾

この上諭では、「大興県・宛平県（いずれも北京およびその周辺地域を管轄する地方行政区分）の囚」「五城（北京城内）の囚」「外省の囚」のそれぞれの場合について、手続主体を定めている。すなわち、「大興県・宛平県の囚」ならば、知県が族隣人等の甘結を取り揃えて順天府尹・治中（順天府の属官）に送付し、治中が出結（印結を發行すること）し、順天府尹が確查して刑部に転送する。「五城の囚」の場合には、掌印兵馬司が出結し、五城の各城御史が確查して刑部に転送する。「外省の囚」であれば、知府・知州が出結し、司道官が確查し、督撫が刑部へ転送するという手順を踏むことになる。以上の手続の流れを表にまとめれば、次のようになる（表一）。

（表一）康熙二十九年上諭による留養手続の流れ

大興県・宛平県の囚	出結すべき者	確查すべき者	刑部への転送を行う者
五城の囚	治中（以前は副指揮吏目） 掌印兵馬司（以前は副指揮吏目）	順天府尹 各城の御史	同上
外省の囚	知府・知州	司道官	督撫

その後⁽⁴⁾に制定された雍正三年の条例では、囚を三通りに場合分けし、それぞれについて出結・確察・転送の責任主体を定めるといふ基本構造自体は、康熙二十九年の上諭と変わらないが、具体的に誰が責任主体とされるかについて若干の変化が見られる（表二）。

（表二）雍正三年条例による留養手続の流れ

大興県・宛平県の囚	出結すべき者	確察すべき者	刑部への転送を行う者
五城の囚	知 県 掌印兵馬司指揮	順天府尹 巡城御史	同上
外省の囚	州県官（知州・知県）	督撫（司道・府官より転詳）	同上

この条例は、乾隆五年の改正を経て（ただし、この時は手続面に関しては、ほとんど変更はなかった）乾隆五十三年にも再度改正されたが、この時の改正において、それまで「出結」と表現されていた部分が、「查明」という用語に置き代えられている。これは、行政事務処理の遅延を招く原因となりやすかった印結制度を、乾隆三十一年に廃止したことに伴う改正であったが、ただ、留養手続の流れ自体に関して言えば、印結が不要となった以外には、特に大きな変更はなかった。

イ、秋審時に留養を適用する場合の手続

前稿において明らかにしたとおり、乾隆朝から嘉慶朝にかけての時期に、留養を認められる人命事案の死罪の大部分において、留養の適用時期が秋審時へと変更され、律本来の規定である定案時にはほとんど適用されなくなった。この秋審時において留養が適用される事案に対する手続については、以下に引用する道光九年の条例がそれに関する規定を置いている。

秋審にて留養・承祀を查弁するの案、如し省を距たること八百里以内に在るの府州所属の者ならば、該督撫より臬司を督同し、犯属・屍親・族隣人等を親提し、研訊を逐加し、実に親老丁单及び孀婦独子に係りて、方に查弁するを准す。儼し親属実⁶⁶に老病に在り、道に就く能わずんば、州県が查明し、稟もて督撫に請いて、道府の大員に遴委して前往せしめ、近きに就きて查訊し、供結を取具して、督撫・臬司に詳報し、覆覈弁理せよ。其れ省より距たること八百里以外に在るの府州の所属、及び正犯の例として省に解せず、向に該管巡道より審転する者は、即ちに該管巡道より、近きに就きて犯属・屍親・族隣人等を提齊して、供結を查取して詳弁せよ。若し犯属及び屍親等、他省に籍隸せば、即ちに轉するところの該省督撫に移咨し、離省道路の遠近を按照し、分別して提審し、供結を訊取し、部に報じて覈弁せよ。⁶⁷

秋審時の手続の特徴は、定案時と異なり、犯人の身柄が既に督撫（または巡道）の下にあることから、手続の出発点が督撫（または巡道）となる点にあり、甘結を取るに際して関係者の便宜を考えて、彼等の居住地と省城との距離に応じて手続を分別している。すなわち、①省城より八百里以内の州県所属の囚の場合、原則として、督撫が按察使と共に、囚の親族・被害者の遺族・族隣人等を喚問して、留養の要件を充足しているか確認する。囚の親族（要するに老疾の父母等）が省城まで行ける状態にない場合には、当該州・県が查明した後、道・府の大員を派遣して事の真偽を調査させる。②省城より八百里以外の州県所属の囚、および正犯の身柄を省城に送らない事案の場合、管轄の巡道が囚の親族・被害者の遺族・族隣人等を喚問して、供述・甘結等を取り揃えて処理する。③囚の親族や被害者の遺族が他省にいる場合、所轄の督撫に咨文によって委嘱し、当該督撫は上述の省城からの距離に応じて手続により処理することとなっていた。

(2) 留養の仮捏に対する処罰

犯人の家族構成が留養の要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているかのような虚偽の証言（史料上の用語では「仮捏」あるいは「捏称」をした場合、それは正常な司法活動を阻害する行為として処罰の対象となり得た。この場合偽証した側、すなわち犯人の一族や隣人、あるいは地域の世話役等（史料上「族隣人等」と称せられる）が処罰されるのの言うに及ばず、その虚偽を察知できなかった、あるいは財物を得て故意に見逃した官吏の側も処罰（官僚機構内部の懲戒処分を含む）の対象となった。そこで本稿においても、族隣人等の処罰・官吏の処罰の二つに項目を分け、順に検討を加えて行くことにする。

① 族隣人等の処罰

前述の如く、戸籍の記載内容が必ずしも信頼できなかつた清代においては、犯人の家族状況を知るには近隣者

やその土地の世話役等の第三者（「族隣人等」）からの証言に頼るほかなかった。そのため、近隣者としての友誼の感情や金品の授受による偽証の可能性が常に存在し、それに対処するための処罰規定の存在は必須のものであった。

族隣人等の処罰に関する最も初期の規定としては、次に引用する康熙十八年の上諭を挙げることができる。

凡そ内外の軍・流に問擬せられ及び免死減等せらるるの犯人、郷約・地方・十家長・両隣が仮捏して結を出だし、存留養親せしむる者は、郷約・地方は各々責四十板、十家長並びに両隣は徒三年、配所に到りて責四十板。⁽⁴⁸⁾

この上諭の規定するところによれば、族隣人等が虚偽の甘結を提出した場合、郷約と地方には責四十板（律上の刑名で言えば、杖一百）を、十家長と両隣には杖一百徒三年を科すことになる。これを見ると、両隣や十家長といった、犯人（およびその家族）と比較的密接な関係にある者に対してはより重い刑罰が、逆に郷約や地方といった、より広範囲な地域の統括責任者で、それ故犯人とは比較的疎遠な関係にある者の仮捏に対してはより軽い刑罰が科せられている。この規定を設けた段階においては、恐らく隣人が情誼により偽証し、そして世話役達がそれを十分に調査しないまま追認したといった、比較的悪質度の低い状況を想定していたものと推測され、それ故に、犯人との関係が近く、事情をよく知っている者をより重く、犯人のことをあまり知らないであろう比較的疎遠な関係の世話役達はより軽く処罰するという、官僚機構内部での行政処分方式に類似する形での処罰が行われているものと思われる。

族隣人等の仮捏に対する処罰に関しては、康熙二十一年にも上諭が出されている。

凡そ総甲・衙役、流犯より財物を受け、通同説事し、仮捏して結を出だす者は、俱に両隣出結の例に照して徒三年とし、配所に到りて責四十板。其れ財を受けずして結を出だす者は、仍お責四十板。⁽⁴⁹⁾

この上諭では、総甲と衙役のみが対象とされているが、ここで初めて財物を受けての仮捏に対する処罰（杖一百徒三年）が規定されたことが注目される。もつとも、財物を受けずに仮捏した場合については、康熙十八年の上諭における郷約・地方と同様に、賁四十板とされており、ここでもやはり犯人との関係の遠近を考慮した量刑構造が垣間見られる。

ところが、先に述べた留養の手續に関する規定と併合する形となって成立した雍正三年の条例においては、従来の量刑構造に変化が見られる。

……其れ郷約・地保・総甲・十家長・両隣の内、徹底し仮捏して結を出だす者あらば、杖一百。財を受けて結を出だす者は杖一百徒三年。若し地方官が結を出だすの後、上司が復た察出せしめ、或いは原官察出し、及び郷約人等首送せば、本犯は仍お發遣を行うを除くの外、官員及び郷約人等は俱に議を免す云々。³⁰⁾

この条例においては、これまでの規定にあった郷約・地保・総甲等と十家長・両隣との間の刑罰格差を解消し、財物を得て仮捏したか否かを基準として杖一百徒三年と杖一百に分別して科刑する形に改められている。もつとも、そうした量刑構造の変化はあつたものの、刑罰が杖一百徒三年かまたは杖一百であるという点に関しては、未だ変更は見られない。

こうした状況に大きな変化をもたらしたのが、乾隆五年（および乾隆三十八年）の改定条例であつた。この条例の成立により、虚偽の甘結を提出する罪は嚴罰に処されることとなつた。

……其れ隣保族長等の内仮捏して結を出だす者あらば、杖一百（「杖一百」の部分には、乾隆三十八年に、「証佐実情を言わずんば、本犯の罪より二等を減ず」の律に照して治罪す」と改正された——筆者注）、財を受けて結を出だす者は、枉法を以て重きに從いて論ず。若し地方官が結を出だすの後に、上司が復た察出せしめ、或いは原官が察出し、及び郷約人等が首送せば、本犯は仍お發遣を行うを除くの外、官員及び隣保人等

は俱に議を免す云々。⁽⁵³⁾

この規定によれば、財物を得ずに仮捏を行った場合でも、最高で杖一百徒三年の刑が科せられ（犯人の罪が死罪の場合）、財物を得て仮捏を行った場合に至っては、受財枉法律を以て処罰され、⁽⁵³⁾最高で死刑（絞監候、臧額が銀百二十兩以上の場合）もあり得ることになり、それ以前の規定と比べて、大幅に法定刑が引き上げられることになった。

② 官吏の処罰

留養条の不正な適用を防止するためには、仮捏した者に対する処罰を強化するだけでなく、取り調べに当たる官の側にも、手続に不正がないかどうかを厳しく監視させる必要がある。そのため、迂闊にも虚偽の甘結が提出されたことを見抜けず、あるいは賄賂を取得して見逃した官吏に対してもまた、処罰規定が設けられていた。

【例案全集】に収められている康熙年間制定の規定は、仮捏を見逃した官吏の処分に関して、以下のように定めている。

……如し軍・流人犯及び免死減等流犯を將て、若し年老の祖父母・父母なくして、あると称し、以次の成丁あるに、なしと称し、該管官が查明を行わず、印結を出具するあらば、結するところの官を將て二級を降して調用し、転詳の上司は罰俸一年、具題の督撫は罰俸六個月とす。如し此等の人犯ありて、財を用て行求し、印結を出具せば、⁽⁵⁴⁾結するところの官は革職提問し、転詳の上司は三級を降して調用し、督撫は一級を降して留任す。

表現は若干異なるけれども、同様の規定は『会典事例』中にも見られるが、⁽⁵⁵⁾これらの規定によれば、族隣人等の仮捏を見逃してしまった場合、印結を発行した官は降二級調用（官品を二等降した上で、その降格した官品に相

当する官職に左遷する処分」とし、以下、転詳した者は罰俸一年、留養を具題した督撫は罰俸六カ月の処分を受け、さらにそれが財物を得た上で行ったことであるならば、印結を出した者は職を解かれて処罰手続に付され、転詳した上司および具題した督撫はそれぞれ降三級調用と降一級留任（官品は一等降されるが、官職は元のままに留め置かれる）の処分を受けることになる。この懲戒規定が実際に適用されていたことは、同時代の成案によつて部分的に確認することもできる。⁽³⁶⁾

康熙年間の処分規定以後、明文規定の形で史料上確認できるものとしては、清朝後期の道光朝に成立した『吏部処分則例』に収められている次の規定がある。

内外罪犯、並びに例として応に留養すべきには非ず、或いは本より父母なくして、称してあると為し、或いは親の年未だ老ならずして、称して老と為し、或いは家に次丁ありて、称してなしと為し、該州・県查明を行わず、即ち取結申報を為さば、斬・絞の人犯に係らば、州・県官は一級を降して調用す。転詳の府・州は一級を降して留任す。臬司は罰俸一年。督撫は罰俸六箇月。軍・流・徒犯に係らば、州・県官は罰俸一年。転詳の府・州は罰俸六箇月。臬司は罰俸三箇月。督撫は罰俸一箇月（以上俱に公罪）。……懲し州・県官が賄を受けて捏報する者に係らば、革職して治罪す（私罪）。転詳の府・州は三級を降して調用す。臬司は一級を降して留任す。督撫は罰俸一年（俱に公罪）云々。⁽³⁷⁾

この処分則例の規定の内容を分かり易く一覧にまとめると、表三のようになるが、これを見ると、財物を得ていない単なる失察の場合について、犯人が死罪の囚かそれ以外かによって処分内容を異にしており、康熙年間の規定よりも詳細に場合分けをしていることが分かる。ただ、そうした変更もさることながら、より注目すべきことは、康熙朝時代の規定と比べて全般的に処分内容が軽くなっている点である。

（表三）『吏部処分則例』の規定

失察の 場合	斬・絞の人犯	州・県官	轉詳の府・州	臬司	督撫
	軍・流・徒犯	降一級調用	降一級留任	罰俸一年	罰俸六箇月
財物を受けた場合	革職治罪	罰俸一年	罰俸六箇月	罰俸三箇月	罰俸一箇月
		降三級調用	降一級留任	罰俸一年	罰俸一年

それでは、『吏部処分則例』の規定が康熙年間の規定よりも全般的に輕減されていることから、康熙朝から道光朝にかけて、処分内容が直線的に輕減の方向に向かつて行つたと單純に理解してよいのであろうか。この中間の時期における処分内容が如何なるものであつたのか、その全容が明らかとなる史料は残念ながら今のところ未見であるため、詳細に知ることはできないが、当該時期の成案において断片的に引用された処分規定を見ることによつて、その一部は窺い知ることができる。例えば、乾隆十二年の強士傑一案⁽⁵⁸⁾における刑部の言の中に、「斬・絞の重犯、如し以次の成丁ありて、稱してなしと爲し、該管官查明を行わず、印結を出具せば、出結の官を將て降三級調用とす」(傍点筆者)との文言が見られる。また、乾隆十七年の鄒大一案⁽⁵⁹⁾においても、「再び此の案、應に查明を行わず出結するの前任福山県の另案にて參革せらるる知県の李経邦を將て例に照して降二級調用とし、註冊もて率かに転ずるの前任按察使、今は布政司に陞任せる李潤を例に照して降一級留任とし、詳に抛りて出資するの前任山東巡撫、今は兩広総督に陞せる阿里袞を例に照して罰俸一年とす」と、具体的な処分例が見られる。これらの事案に引用されている処分例から窺い知れる情報を表にまとめれば、以下⁽⁶⁰⁾のようになる。

(表四) 鄒大一案(乾隆十七年)に見られる官吏の懲戒処分

失察の 場合	斬・絞の人犯	州・県官	転詳の府・州	臬司	督撫
	軍・流・徒犯	降二級調用※			
財物を受けた場合	?	?	?	?	?
	?	?	?	?	?

※：乾隆十二年の強盜傑一案では、「降三級調用」となっている。

もちろんこれらの情報は非常に断片的であり、これのみで全体像を語ることはできないが、ここに現れている部分のみを取り上げて見れば、乾隆朝初期の段階においては、道光朝の「吏部処分則例」の規定はもちろんのこと、康熙朝の規定と比べて見ても、さらに若干重い処分が為されていたように見受けられる。この乾隆朝初期というのは、前項で述べたように、虚偽の甘結を提出した族隣人等に対する処罰規定が加重された時期でもあり、また、前稿で指摘した通り、留養条適用の厳格化が進行していった時期とも一致している。これは、留養条の適用を厳格化すると共に、それにまつわる不正を厳罰化することによって、安直な留養の適用を根絶しようという、清朝当局の強い意思の現れと捉えることができるのではなからうか。

注

- (1) 吳建藩「清代的犯罪存留養親」(『法学研究』(中国社会科学院法学研究所)一三三・五、二〇〇一年)。
- (2) 吳建藩氏の論文は、主要な論点に対して一通り目配りし、また一部清代の刑案史料に依拠して、実態に即した制度の解明にも意を用いている点は評価できるが、全般的に記述が簡潔すぎる嫌いがあり、引用している刑案史料も「刑案匯覽」(続増)含

む）に限定されているため、それがカバーしていない乾隆朝前半期以前の状況の記述において不満が残る。

(3) 本章の記述に関して、詳しくは前稿「一 歴代の留養制度の変遷」の項を参照されたい。

(4) 『新唐書』卷五六刑法志（中華書局標点本一四一五、一四一六頁）。

(5) 唐戸令二二条「諸て年八十及び篤疾は、侍一人を給す。九十は二人、百歳は五人。皆な先に子孫を尽くし、近親を取るを聴す。皆な軽色を先にす。近親なくして外に白丁を取らんとする者、人、家内の中男を取らんとする者は、並びに聴す」（仁井田陞『唐令拾遺』（復刻版、東京大学出版会、一九六四年）二二二頁）。

(6) なお、この勅の発布年に関して一言述べておきたい。『新唐書』刑法志の当該箇所には、どこにも具体的な年号の表記は存在しないが、『唐大詔令集』（卷八二、政事、刑法、寛徒刑配諸軍効力勅）や『冊府元龜』（卷六一二、刑法部、定律令四、天寶四載条）に、天寶四載の詔として（表現は多少異なるが）同内容の記述が見られることが推定の根拠となっている。ただし、これらの記事には、ここで問題となっている「民の年八十以上及び重疾の罪あるは云々」に相当する記述は見られない。したがって、『新唐書』の該記事の前段部分と後段部分は、本来別の勅文であった可能性もあり、そうなると、問題の後段部分に関しては、天寶四載に発布されたとする推定は破られることになる。もっとも、仮に発布年が天寶四載ではないとしても、『新唐書』の記述に誤りがなければ、それは玄宗朝末期の出来事のはずであり、前稿で引用した乾元元年勅節文よりも以前に出されているという点では変わりはないことになる。

(7) 前稿第二章注（36）参照。

(8) 老齡の功臣の孫による犯罪というやや特殊な状況であれば、英宗朝に一件のみ留養条を適用したと見られる事案が存在する。『明英宗実録』卷二四、正統元年十一月癸丑条、「達官都督蘇火耳灰奏すらく、臣自ら洪武中に衆二千余人を率いて朝廷に帰附し、出力効勞したるに、今年八十有三にして、朝に暮を保せず。別に嗣子なく、止だ一孫蘇五十あるのみ。見に兵部に不応にも冒襲すと參奏せられ、法として戍辺に当たるも、臣に依倚するところなし、と。上其の情を憐れみ、特に五十の罪を宥す」。

(9) 『明神宗実録』卷三六四、万曆二十九年十月甲午条。

(10) 『明神宗実録』卷五一九、万曆四十二年四月丙戌条。

(11) 『明光宗実録』卷三、泰昌元年八月丙午条。

(12) 『明熹宗実録』卷四〇、天啓三年閏十月壬寅条。

(13) 『明熹宗実録』卷六四、天啓五年十月庚子条。

(14) 『例案全集』卷一・三三、繼子不准留養。

(15) 『例案全集』 卷一・三三、繼子亦准留養。

(16) 『成案彙編』 卷一・九九、繼孫留養案。

(17) 『成案彙編』 卷一・八九、繼子存留養親案。

(18) 『成案彙編』 卷一・九〇、繼子留養案。

(19) 『成案彙編』 卷一・九四、繼父年老留養案。なお、『例案統增』 卷二・五一にも同一の案件が収録されている。

(20) 『例案統增』 卷二・五三、繼母年老留養。

(21) 『成案彙編』 卷一・九三、承繼伯父留養案。

(22) 光緒『會典事例』 卷七三三・一。

(23) 伝統中国においては、妻子なき場合の承繼人（すなわち「嗣子」）は、男系血統を同じくする者（すなわち「同宗」）で、なおかつ生まれてくるはずであった子と同じ世代に属する者（すなわち「昭穆相当」）の中から選ばなければならない。なお、嗣子の適格要件については詳しくは、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）三二一・三二六頁参照。

(24) ただし、嘉慶四年制定の条例において、徒罪の囚に關してはこの要件が緩和されていることに注意しなければならない。光緒『會典事例』 卷七三三・二、「凡そ軍流の人犯、兄弟並びに姪の出繼して、以て婦宗すべき者あらば、仍お定例に照して留養を申請するを准さざるの外、其れ徒罪の人犯、兄弟並びに姪の出繼する者は、其れをして婦宗せしむるを庸うる母く、概ね留養を申請するを准す」。

(25) 例え、犯人に子供がいるが未だ十二歳であるために留養が認められた趙介榮一案（『成案彙編』 卷二・五一、兇犯父母年老雖有子尚未成丁亦准留養）等の事例がある。

(26) 唐律の規定（名例律二七条）では、徒罪の留養に対しては二十歳以上の妻も「兼丁」とみなされ、留養は認められなかった。

(27) 「成丁」とは、語義の上から言えば成年の男子を指すが、留養条の適用に限って言えば、必ずしも男子に限定されていないことが出来る。そのことを示す史料として乾隆四年の劉彥球一案（『例案統增』 卷二・二二、有兄出繼仍准留養）を挙げる「云々」との記述が見られる。この「劉亜女」なる人物は、名前から察するに恐らく劉彥球の娘と思われるが、この者に対して十六歳以上の要件を満たすか否かの検討が加えられていることよりすれば、留養条中の「成丁」の概念には女子も含まれてい

たと考えるべきかもしれない。

(28) 『成案彙編』 卷二・五三、闖毆絞犯父母兩弟俱係双替留養案。なお、『例案統增』 卷二・六三にも同一の案件が収録されている。

- (29) 『成案彙編』卷二・五六、親老雖有胞弟染患軟癩病症亦准留養。なお、『例案統增』卷二・三七七にも同一の案件が収録されている。
- (30) 『成案彙編』卷二・五〇、有兄逃亡年久准留養。
- (31) 『例案統增』卷二・四四、嫡母有子庶母之子不准留養。
- (32) 例えば、前掲注(27)所引の劉彥球一案や乾隆三年の陳奇候一案（『成案彙編』卷二・九五、護父毆人致死有弟出繼准留養案）等の事案においては、いずれも兄弟が幼少より他家を過繼しているために、留養条の適用が認められている。
- (33) 光緒『會典事例』卷七三三・一九。
- (34) 光緒『會典事例』卷七三三・一六、歷年事例、「嗣後凡そ例として應に留養すべきの犯は、必ず查明して現に本籍に在る者にして、方に接請するを准す。若し他省に在りて罪を獲、即ち忘親不孝の人に属さば、例と相符すと雖も、該部亦た應に其の留養するを准さざるべし」。
- (35) 光緒『會典事例』卷七三三・一九、「凡そ曾て忤逆を経るの犯案、及び素と匪類に習い、父母の擯逐するところと為る者は、親老丁単に遇うと雖も、概ね留養するを准さず」。
- (36) 光緒『會典事例』卷七三三・一九、「凡そ曾て父母に触犯するを経るの犯案、並びに素と匪類に習い、父母の擯逐するところと為り、及び他省に在りて罪を獲、審して他郷に游蕩し、遠く父母より離るるに係る者は、俱に忘親不孝の人に属せば、概ね留養するを准さず。若し官役差を奉じ、客商貿易し、外に在りて寄資して養親するに係ること、確かに実擬ある者、及び兩省の地界毗連し、相い距たること数十里以内に在らば、該督撫定案の時に於いて察覈明確し、其の情罪の輕重を按じて、例に照して應に待すべきの緣由を將て、題・咨内に於て声叙せよ」。
- (37) 光緒『會典事例』卷七三三・一。なおこの条例は、嘉慶六年に制定された鬪殺等の留養・承祀に関する規定の中に取り込まれることとなった（光緒『會典事例』卷七三三・一參照）。
- (38) 例えば、嘉慶六年の上諭（光緒『會典事例』卷七三三・一七、歷年事例）に、「律内に承祀・留養の兩条あるは、原より法外の施仁に係る」あるいは「死罪人犯の存留養親は、原より聖朝法外の仁に係る」等の記述が見られる。こうした表現は皇帝の上諭や刑案等にもしばしば見られ、枚挙にいとまがない。
- (39) 清代の高級官僚であった薛允升は『詭例存疑』の中で、「……古制、戸籍に籍ありて、年歳を法定す。人年七十以上、十五以下の罪を犯して應に取贖すべき者の如きは、供状実ならず、虚詐あるを致すを恐れ、必ず戸籍の注するところの年を以て定む。留養も亦た然り。今は則ち版籍全く靠るべからず、遂に族隣人等の甘結を取らざる能わざれば、一切の防弊の例、安ん

ぞ多からざるを得んや云々」(傍点筆者)と、清代の戸籍が全く当てにならないことを述べている(胡星橋他編『説例存疑点注』(中国人民大学公安大学出版社、一九九四年)四二頁)。

(40) 光緒「会典事例」卷七三三・一四。

(41) 「吏部处分例」卷四八、刑例、審断下、不能審出実情。

(42) 「吏部处分例」卷四八、刑例、審断下、捏報留養。

(43) 光緒「会典事例」卷七三三・一九、歷年事例。

(44) 光緒「会典事例」卷七三三・一三、「凡そ部内にて題結せる軍・流・徒犯、及び免死流犯が、發遣以前にて、祖父母・父母老疾にして、家に以次の成丁なきを告称する者は、如し大・宛二県の民人に属さば、該県が結を出だし、府尹が確察して部に報ぜよ。如し五城の民人に属さば、掌印兵馬司指揮が結を出だし、巡城御史が確察して部に報ぜよ。如し外省の民人に属さば、州・県官が結を出だし、司道・府官が督撫に転詳し、督撫が確察して部に報ぜよ云々」。

(45) 光緒「会典事例」卷七三三・一三以下所収の条例および末尾の注参照。

(46) 「清高宗実録」卷七七五、乾隆三十一年十二月丙辰条、「吏部議覆せる、河南巡撫阿思哈の奏に称すらく、地方の公事を弁理するに、印文を具有し、並びに印結を取る者甚だ多かれども、結内の語は、文と並びに異詞なく、稍も式の如からずんば、即ち駁換に干し、需索・遅延の弊を免れ難し。請うらくは、嗣後一切の甘結及び同郷官の印結の如きは、向に印文を用いざる者は、仍お旧に照して結を取るの外、其の余の具題事件及び詳咨文移の内、例として文外に於いて結を加うる者は、悉く停止を行わんことを。……応に請うところの如くすべし。之に従れ」。

(47) 光緒「会典事例」卷八四五・一八。

(48) 光緒「会典事例」卷七三三・一八、歷年事例。

(49) 光緒「会典事例」卷七三三・一八、歷年事例。

(50) 光緒「会典事例」卷七三三・一三。

(51) 「大清律例彙輯便覽」卷三六、刑律断獄上、獄囚誣指平人条、「……若し〔官司が〕囚を鞠せんとして、証佐の人、〔偏徇するところありて〕実情を言わず、故らに誣証を行い、……〔断〕罪に出入あるを致さば、証佐人は罪人の罪より二等を減ず云々」(律条文中の「」内は小註を表す。以下同じ)。

(52) 光緒「会典事例」卷七三三・一三。

(53) 「大清律例彙輯便覽」卷三一、刑律受贓、官吏受財条、「凡そ官吏が〔枉法・不枉法の事に因り〕財を受けば、贓を計りて科断

す。……無祿人（凡そ月俸一石に及ばざる者）、枉法（扶同・聽行及び故縦の類）は二百二十兩にて絞（監候）云々。

(54) 『例案全集』卷一・三八、軍流養親論結。

(55) 光緒『會典事例』卷七三三・八の歷年事例中の康熙十八年上諭參照。

(56) 例えば、海州千総の李永培が収賄罪で遼陽への安挿に処せられた事件において、發遣されるときになって、父母が老疾で他に兄弟がいないと嘘の申し出をし、知州の陳一化が十分な調査をせず、印結を發行したという康熙二十八年の李永培一案（『例案全集』卷一・三九、發遣時控告捏結養親成案）において、陳一化は降二級調用に処せられている。また、高萬邦が馬述相を毆殺した事件で、犯人の兄である高萬富と被害者の弟の馬述奇が私和し、さらに独子と偽って留養を得ようとした乾隆六年（本件の最終的な完結年については欠字になっているため不明。高萬邦の正案が完結した年月日（乾隆五年十二月初四日）からの推定年）の高萬邦一案（『成案彙編』卷二・六四、捏孤留養受賄私（以下欠字、恐らく「和案」）において、濫りに印結を出した興寧知県の陳廷燦が降二級調用の処分を言い渡されている（ただし、陳廷燦については、すでに別事件に関連して革職の処分が科せられていたため、この処分は実施されていない）。

(57) 『吏部処分則例』卷四八、刑例、審斷下、捏報留養。

(58) 『成案統編』卷一・五三、不審出捏報留養雖改正仍議処案。

(59) 『成案統編』卷一・五六、捏報留養案内仮充犯父之人間不応杖併各官議処案。

(60) なお、『例案統編』および『成案彙編』に乾隆五年完結の成案として、留養に関する虚偽の印結を發行した知県を革職に処している事例が見られる（『例案統編』卷二・二三三、『成案彙編』卷二・六三三）。これは、処分の内容からすると、財物を得て虚偽の印結を發行したものと推測される。ただ、史料中には知県への財物の授受に関して一言も言及がないたため断言はできず、したがって表四中にも記載していないが、そうした事例のあることを参考までにここに注記しておく。